

社会福祉法人水交苑役員等及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 水 交 苑

社会福祉法人水交苑
役員等及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人水交苑（以下「当法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員等及び評議員の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、理事長、業務執行理事、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給及び基準)

第3条 役員等及び評議員には、報酬等を支給することができる。

2 当法人の職員が理事を兼ねているときは、その職員には理事としての報酬等は支給しない。ただし、業務執行理事は除く。

3 第1項における報酬等の支給の基準は、勤務実態に即して次のとおりとする。

(単位：円)

役員等及び評議員	報酬等			
	理事会	監事による監査	評議員会	日常業務
理事長	(日額) 10,000	(日額) 10,000	(日額) 10,000	(月額) 0
業務執行理事	0	0	0	(月額) 10,000
理事(業務執行理事以外)	(日額) 7,000	0	0	(日額) 7,000
監事	(日額) 7,000	(日額) 10,000	(日額) 7,000	(日額) 10,000
評議員	0	0	(日額) 7,000	0

(報酬等の支給方法)

第4条 前条に規定する理事長の報酬等の支給は、当該月分を翌月10日までに支給する。

2 前条に規定する業務執行理事の報酬等の支給は、当該月分を翌月10日までに支給する。

3 前条に規定する理事長及び業務執行理事以外の役員等及び評議員の報酬の支給は、口座振込又はその都度現金で支給する。

(旅費)

第5条 役員等及び評議員が、その職務のため又はその職務に関係する研修等に参加するために旅行するときは、当法人旅費規程に基づき、旅費を支給することができる。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行し、社会福祉法人水交苑役員等の報酬及び費用弁償規程（平成21年10月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。